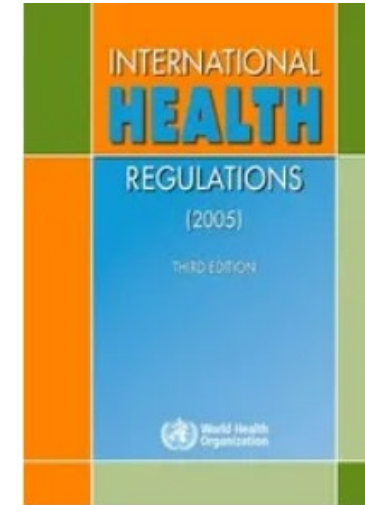


国際保健規則と 緊急時対応におけるWHOの役割

国際保健規則 (International Health Regulations)

- WHO憲章第21条に基づいて採択された規則
- 目的: 国際交通及び取引に対する不要な阻害を回避し、
疾病の国際的拡大を防止、防護、管理する。
- 全てのWHO加盟国と未加盟の2か国の計196か国が対象
- 現在の規則は2005年に全面改正、2007年に発効

※注1: 加盟国は発効までの間に、規則の一部または全体に対する留保または拒否を表明することができる。



- 2005年の改正では、各国が構築すべき基本的能力(**コアキャパシティ**)※2
が新たに定められた。

※注2: 空港、湾港及び陸上越境地点における日常の衛生管理等及び緊急事態発生時の対応等に関して、各国が整備すべき基本的能力

WHO憲章 第二十一条

保健総会は、次の事項に関する規則を採択する権限を有する。

- (a) 疾病の国際的まん延を防止することを目的とする衛生上及び検疫上の要件及び他の手続
- (b) 疾病、死因及び公衆衛生業務に関する用語表
- (c) 国際的に使用される診断方法に関する基準
- (d) 国際貿易において取り扱われる生物学的製剤、薬学的製剤及び類似の製品の安全、純度及び効力に関する基準
- (e) 国際貿易において取り扱われる生物学的製剤、薬学的製剤及び類似の製品の広告及び表示

IHR附録第二

国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのある事象の評価

I. 重大な健康被害を起こす危険性のある事象

II. 予測不可能、または、非典型的な事象

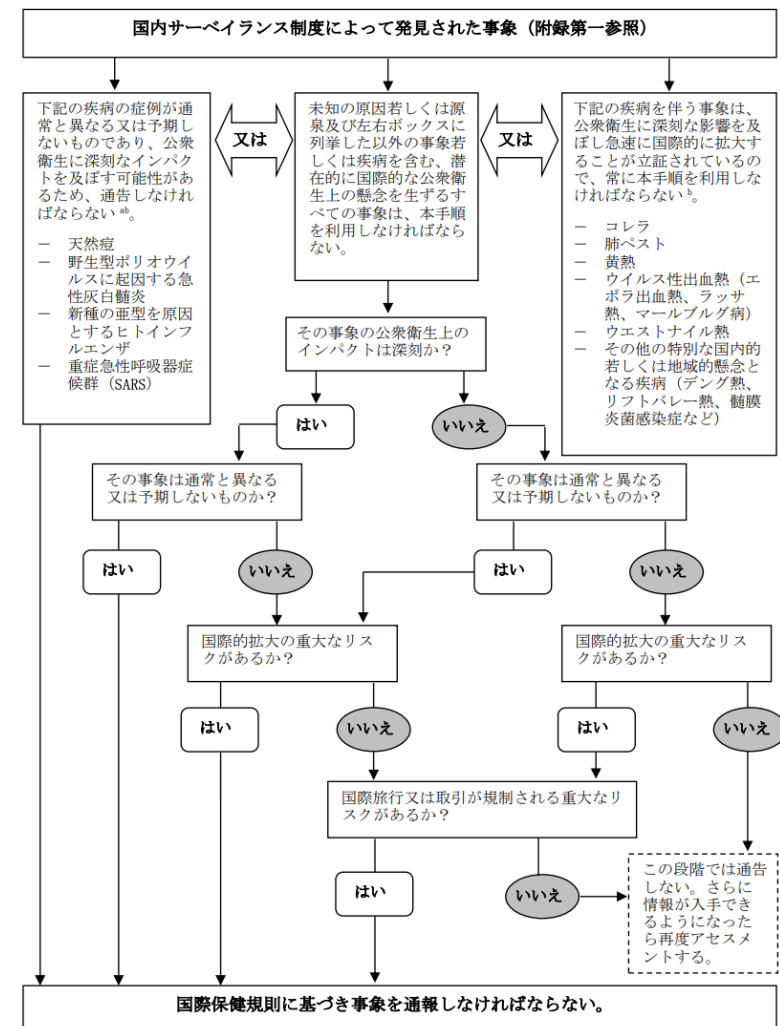
III. 国際的に拡大する危険性のある事象

IV. 国際間交通や流通を制限する危険性のある事象

上記4つの基準（I-IV）のうち、**いずれか二つに事象が該当する**かという質問に「はい」と答えた参加国は、国際保健規則第六条に基づき、世界保健機関に通告しなければならない。

（PHEICの基準では無いので注意！）

附録第二
国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのある事象の
アセスメント及び通報のための決定手続



国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態

PHEIC; Public Health Emergency of International Concern

国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」とは、本規則において次のとおり規定する異常事態(an **extraordinary event**)をいう（第1条）。

- (i) 疾病の**国際的拡大により他国に公衆衛生リスク*をもたらす**と認められる事態。
- (ii) 潜在的に**国際的対策の調整が必要な**事態。

*「公衆衛生リスク」とは、人の集団的健康に負の影響を及ぼすおそれのある事態をいい、とくに**国際的に拡大するおそれのあるもの又は重大且つ直接の危難をもたらすおそれのあるもの**をいう。

- WHO事務局長は、当該事象が発生している国と協議の上、**緊急委員会（EC）の助言等を踏まえ**、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するか否かを認定し、保健上の措置に関する勧告を行う。

IHR第12条

国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の認定

- 1. 事務局長に認定する権限**
- 2. 原則として、当事国と協議して合意の上緊急委員会を開催**
- 3. 当事国が同意しなくても事務局長決定が優先**
- 4. 事象が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するか否かの決定に際して、事務局長は次のものを考慮しなければならない。**
 - a. 参加国から提供された情報、
 - b. 附録第二に記載する決定手続
 - c. 緊急委員会の助言、
 - d. 科学的諸原則及び入手可能な科学的証拠その他の関連情報、及び
 - e. 人の健康に対するリスク、疾病の国際的拡大のリスク、及び国際交通を阻害するリスクに関するアセスメント

IHR 緊急委員会の仕組み

- **任務（第48条1）**

- 事務局長が設置できる
- 事務局長の要請に基づき次のものに関する**見解を提供**
 - a. 事象が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するか否か
 - b. 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の終結
 - c. 暫定的勧告の発布、修正、延長又は解除の提案

- **メンバー（第48条2-3）**

- IHR専門家名簿(第47条) や他のWHO専門家会議委員から事務局長が選任
- 任期は事務局長が決定
- 個々の会期ごとに必要な専門知識並びに経験を考慮し且つ衡平な地理的配分の原則に適切に配慮
- 少なくとも1名は自国の領域で事象が発生した参加国が指名した専門家
- このほか技術的専門家を任命可能

IHR第15条 暫定的勧告

PHEICが認定されると事務局長に勧告権限

- 1. 第12条に従い**国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が発生していると認定された場合には、事務局長は、第49条に規定する手続に従い、暫定的勧告を行なうものとする。**かかる暫定的勧告は、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が終結したと認定された後であっても、適当な場合には修正又は延長することができる。このような場合、その再発を防止するため又は迅速な検知を行なうために必要であれば、別の暫定的勧告を行なうこともできる。

過去の緊急委員会(EC)とPHEIC

- **PHEICが宣言された事態**

- 豚インフルエンザ (H1N1) (2009)
- ポリオウイルスの国際的拡大 (2014)
- 西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行(2014)
- ジカウイルス及び神経疾患と先天奇形の増加 (2016)
- コンゴ民主共和国(Kivu &Ituri)におけるエボラ出血熱の流行 (2016)
- 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) (2020)
- エムボックス (2022、2024)

- **ECは開催されたがPHEICは宣言されなかった事態**

- 黄熱病 (2016)
- MERS (2014~2015)
- コンゴ民主共和国 (Equateur) エボラ出血熱(2018)